

琉球人骨返還求め提訴

全国で初 京大保管の26体



戦前に旧京都帝国大学の人類学者が今帰仁村の百按司墓から遺骨を持ち去った問題で、琉球民族遺骨返還研究会代表で龍谷大学の松島泰勝教授や第一尚氏の子孫ら5人が4日、遺骨を収蔵する京都大学に返還を求める訴訟を京都地裁に提起した。

原告側は、1928〜29年に京大の人類学者が「琉球人の人類学的研究」と称し、第一尚氏時代の按司らを葬った同墓などから、少なくとも遺骨50体を無断で持ち出したと指摘。うち26体は京大が保管しているが、「何らの占有権限も有

していない」と主張した。京大の返還拒否によって精神的苦痛を受けたとし、原告1人当たり10万円の損害賠償も請求した。

松島教授は「琉球人にとつて、遺骨は魂の宿るもので信仰の対象。アイデンティティーを問う裁判でもある」と話した。

京大広報は「訴状を見ておらず、コメントは差し控えた」とした。

琉球遺骨返還請求訴訟で、最初に問われる可能性が高いのは原告適格、つまり訴訟を起こす当事者としての利害関係が原告にあるかだ。仮に裁判所が原告適格はないと判断すれば、訴えは却下され、中身を審理

されることなく門前払いされる。これに対抗するため、百按司墓に葬られたと考えられる第一尚氏系統の子孫2人が原告に加わった。墓の祭祀はこの2人が行っており、松島泰勝教授らは祭

祀を支援していることなどから、原告らは遺骨の祭祀承継者だと主張。遺骨の埋葬管理と再風葬を目的とする所有権があるとして、研究者の遺骨持ち去りについては、行政機関などの

許可を得ていたとしても、当時の上層部は県外出身者で、子孫や門中、地元住民の了承を得ていない「盗掘」に当たると指摘する。

遺骨返還の法的根拠として、憲法に基づき、琉球民族としての固有の宗教的自己決定権などを主張した。「琉球民族の遺骨は本来あるべき場所になくはならない」とし、京大の返還拒否は琉球民族の祖先回顧・祭祀に関する権利の侵害だと説明。国際人権法上も琉球民族・先住民族として遺骨返還の権利があると述べた。

原告祭祀承継者を主張

研究者の遺骨持ち去りについては、行政機関などの許可を得ていたとしても、当時の上層部は県外出身者で、子孫や門中、地元住民の了承を得ていない「盗掘」に当たると指摘する。